

不動産特定共同事業法の改正の概要

～地方創生につながる不動産証券化に向けて～

宮城 栄司

長島・大野・常松法律事務所 弁護士

【みやぎ・えいじ】2010年12月弁護士登録、長島・大野・常松法律事務所入所。2015年7月～2017年6月まで国土交通省土地・建設産業局不動産市場整備課勤務。不動産特定共同事業法の改正法の立案作業に従事。

1. はじめに

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案が平成29年3月3日に第193回国会に提出され、5月26日に成立しました（以下「改正法」といいます）。改正法は公布の日から6ヶ月以内に施行することとされています（改正法附則第1条）。今回の改正は、空き家・空き店舗等を再生し地方創生につなげる取組や観光等の成長分野への質の高い不動産ストックの形成に関する取組を促進することを目的としており、新たな制度

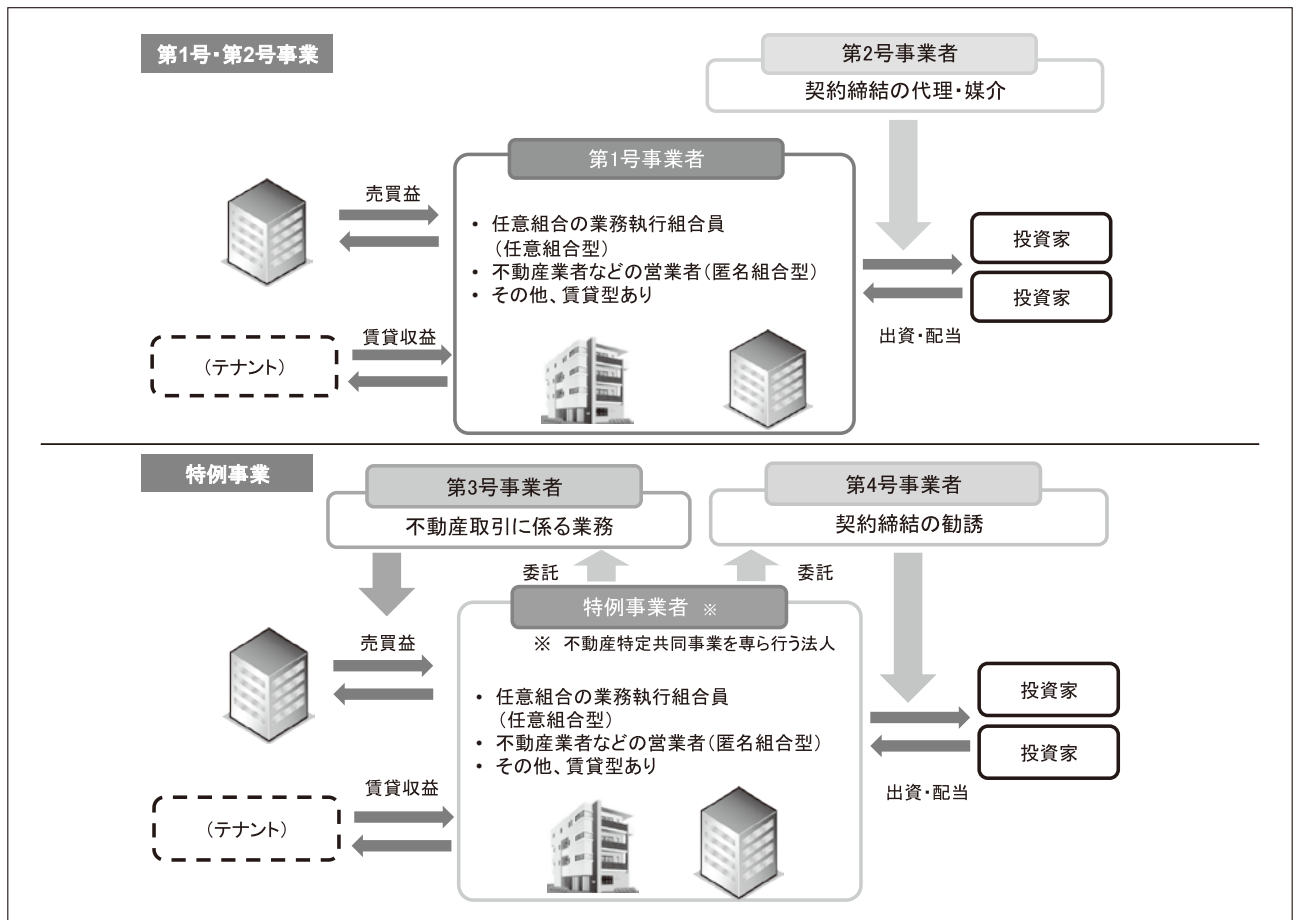
が導入されるとともに既存の不動産特定共同事業に関する規制についても見直しが行われました。改正後の不動産特定共同事業法の全体像は図1のとおりです。本稿では、改正法の概要について紹介します（注1）。

（注1）本稿中意見にわたる部分は、筆者の個人的な見解であり、筆者が所属し、又は所属していた団体の意見ではありません。

2. 不動産特定共同事業の概要

不動産特定共同事業とは、①不動産特定共同事業契

図1 不動産特定共同事業法のスキーム図



出所：国土交通省資料